

次 第

◇令和4年12月13日(火)
午後1時30分～

◇鶴岡市上下水道部庁舎 2階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議(答申)

(1) 下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について

資料4-3

(2) 三瀬地区農業集落排水事業分担金について

資料5-3

(3) その他

4 その他

5 閉 会

(予定:3時00分)

※ 施設見学(希望者のみ)

水道資料館

(予定:3時10分～3時30分)

(案)

令和 年 月 日

鶴岡市長 皆 川 治 様

鶴岡市上下水道事業経営審議会
会 長 平 智

下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について（答申）

令和4年11月1日付水総発第61号で貴職から意見を求められた下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について、下記のとおり答申いたします。

記

【下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について】

下水道事業の目的である生活環境の改善を図るためには、速やかな施設整備とともに水洗化を促進することが重要であります。現状の社会情勢や受益者の事情に一層配慮した制度が必要と考えます。

今後、新たに下水道事業受益者負担金等を賦課・徴収するにあたり、受益者の事情や経済性に配慮した納付方法を導入することは、供用開始後の加入及び利用を促進するうえでも有効であると考えられるため、以下のとおり制度を改めることを適正妥当とします。

公共下水道事業受益者負担金及び集落排水事業分担金の納付方法について、受益者及び生計を同一にする世帯員全員が市県民税非課税世帯に該当する場合は、従来の一括納付または5年分割納付に加え、8年に分割して納付できる制度とすること。

(案)

令和 年 月 日

鶴岡市長 皆川 治 様

鶴岡市上下水道事業経営審議会
会 長 平 智

三瀬地区農業集落排水事業分担金について（答申）

令和4年11月1日付水総発第62号で貴職から意見を求められた三瀬地区農業集落排水事業分担金について、下記のとおり附帯意見を添えて答申いたします。

記

【三瀬地区農業集落排水事業分担金について】

公衆衛生及び生活環境の向上を図るうえで集落排水事業は不可欠なものであり、その機能が効果的に発揮されるためには、整備区域内における加入及び供用開始後の利用を促進することが重要であると考えます。

下水道の未普及地域である三瀬地区については、由良地区漁業集落排水事業で整備した既存施設の活用により経費の低減が図られることに加え、現在の加入希望世帯数から試算した分担金の賦課見込額が他地区の分担金と概ね同程度と認められることから、1戸あたり224,000円を分担金として賦課することを適正妥当とします。

【附帯意見】

現在において集落排水事業への加入を希望しない世帯等について、丁寧な説明により加入を促進することによって、可能な限り区域内における接続率の向上を図り、事業効果の発揮に努めることを要望します。